

議案第5号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

提出者 目黒区長 青木英二

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）」を付し、同条中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第9条の3の見出しを削る。

第15条第1項各号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（説明） 超過勤務の制限の対象となる育児を行う職員の範囲を拡大するとともに、子の看護休暇の名称を改めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。